

調剤報酬における

地域薬剤師会による休日・夜間対応薬局のリスト化について

調剤報酬専門委員会
(関口周吉委員長)

会員の皆様へ

2024年度調剤報酬改定により、地域支援体制加算の施設基準として、地域薬剤師会による休日・夜間体制薬局のリスト化と公表が求められています。

(注) このほか連携強化加算、在宅薬学総合体制加算についても各要件に応じた地域薬剤師会による情報の周知が求められている。

しかしながら、6月1日施行にもかかわらず、会員からは協会に対して

- ① 地元の薬剤師会に問い合わせをしても準備中として明確な返答が得られない、
- ② 薬剤師会への加入が登録条件のような発言がある、
- ③ 登録費用について会員と非会員との格差が大きく、十分な説明もない、
などの困惑や苦情が寄せられています。

そこで、調剤報酬専門委員会として、現状を把握したく、下記のとおり調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

今後、調査結果を取りまとめ、日本薬剤師会や厚生労働省と情報共有し、適宜改善を要請していきたいと考えております。

なお、協会としては薬剤師会の取組みを多とし、協力していくスタンスであることを申し添えます。

【調査項目】

地区薬剤師会ごとの実施状況(問い合わせへの対応状況を含む)

同 会員、非会員別の登録費用(根拠の説明の有無を含む)

同 その他(登録条件など)

※ 様式はありません。現時点において本部で把握・整理している資料で可

【回答期限】

5月20日(月) 早めにいただくと助かります。

【提出先】 jstaff @jacds.gr.jp(照会先 中澤 03-6273-7351)